

草津町耐震改修促進計画

(第3期)

令和6年3月

草 津 町

目次

第1章 はじめに	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 草津町における地震被害の想定	3
第2章 計画の基本的事項	5
2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物	5
2-2 建築物の耐震化の現状と目標	8
第3章 耐震化促進の基本的な方策	15
3-1 耐震化に向けた役割分担	15
3-2 促進体制	17
3-3 耐震化の普及・啓発	18
3-4 重点的に耐震化を進める区域	19
3-5 関連する安全対策	20
3-6 空き家の耐震化	22
第4章 住宅の耐震化促進	23
4-1 耐震化促進のための支援制度	23
4-2 耐震化に取り組みやすい環境の整備	24
4-3 建替え・除却の促進	26
4-4 リフォームに合わせた耐震改修の促進	26
4-5 地域における耐震化の取り組みの促進	26
4-6 新耐震基準の木造住宅における耐震性能の確認の促進	26
4-7 耐震化のためのその他の方策	27
第5章 建築物の耐震化促進	28
5-1 建築物の耐震化促進	28
5-2 耐震化促進のための支援制度	29
5-3 特定既存耐震不適格建築物の指導等	30
第6章 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	32
第7章 計画達成に向けて	35
7-1 国及び群馬県との連携	35
7-2 計画の進行と管理	35

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

近年においても、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、能登半島地震（平成19年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）、東日本大震災（平成23年3月）、熊本地震（平成28年4月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）、能登半島地震（令和6年1月）など大地震が頻発しており、大地震は、「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。特に、首都直下地震及び東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると、被害は甚大なものになると想定されています。

このように大規模地震の発生が危惧されるなか、速やかな地震防災対策の推進が望まれますが、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。阪神・淡路大震災では、倒壊した住宅等から出火・延焼し、さらに多くの住宅・建築物に被害を拡大させるとともに、倒壊した住宅や建築物が道路を塞ぐことにより、スムーズな消火・救援・避難活動を妨げ、一層の被害の増大をもたらしました。また、東日本大震災は、緊急輸送道路の機能確保や非構造部材の耐震化が防災上の課題となりました。さらに平成30年6月に大阪府北部で発生した地震では、ブロック塀の倒壊する被害が発生しました。

このような背景を踏まえると、住宅や建築物の倒壊を防ぐためには、耐震性を的確に把握し必要に応じて耐震改修等を行う、いわゆる耐震化を進めることが重要です。

一方、計画的な耐震化の推進・建築物に対する指導の強化・耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成18年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、各公共団体において計画的な耐震化を進めるため「耐震改修促進計画」を策定することとなっています。群馬県では、平成18年度に「群馬県耐震改修促進計画」が策定されました。

草津町においても住宅や建築物の耐震化を促進し、町民のみなさんの生命や財産を守るため、県計画で定められた内容を踏まえ、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定める「草津町耐震改修促進計画」（以下「第1期計画」という。）を平成21年3月に策定、平成29年3月に改定（以下「第2期計画」という。）し、住宅や建築物の耐震化を進めてきました。

大阪府北部で発生した地震を踏まえ、耐震改修促進法や建築基準法施行令の改正等が行われたことなどから、県計画は令和3年4月に改正されました。

これらを踏まえ、第2期計画は計画期間が平成32年度までであることから、第2期計

画を改定し、新たに令和10年度までを計画期間とする「草津町耐震改修促進計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「国土強靱化基本法」、「耐震改修促進法」、「群馬県耐震改修促進計画」などを上位計画とし、「草津町国土強靱化地域計画」を踏まえ、「草津町地域防災計画」や「草津町総合計画」などのまちづくりに関する計画との整合を図りながら、草津町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

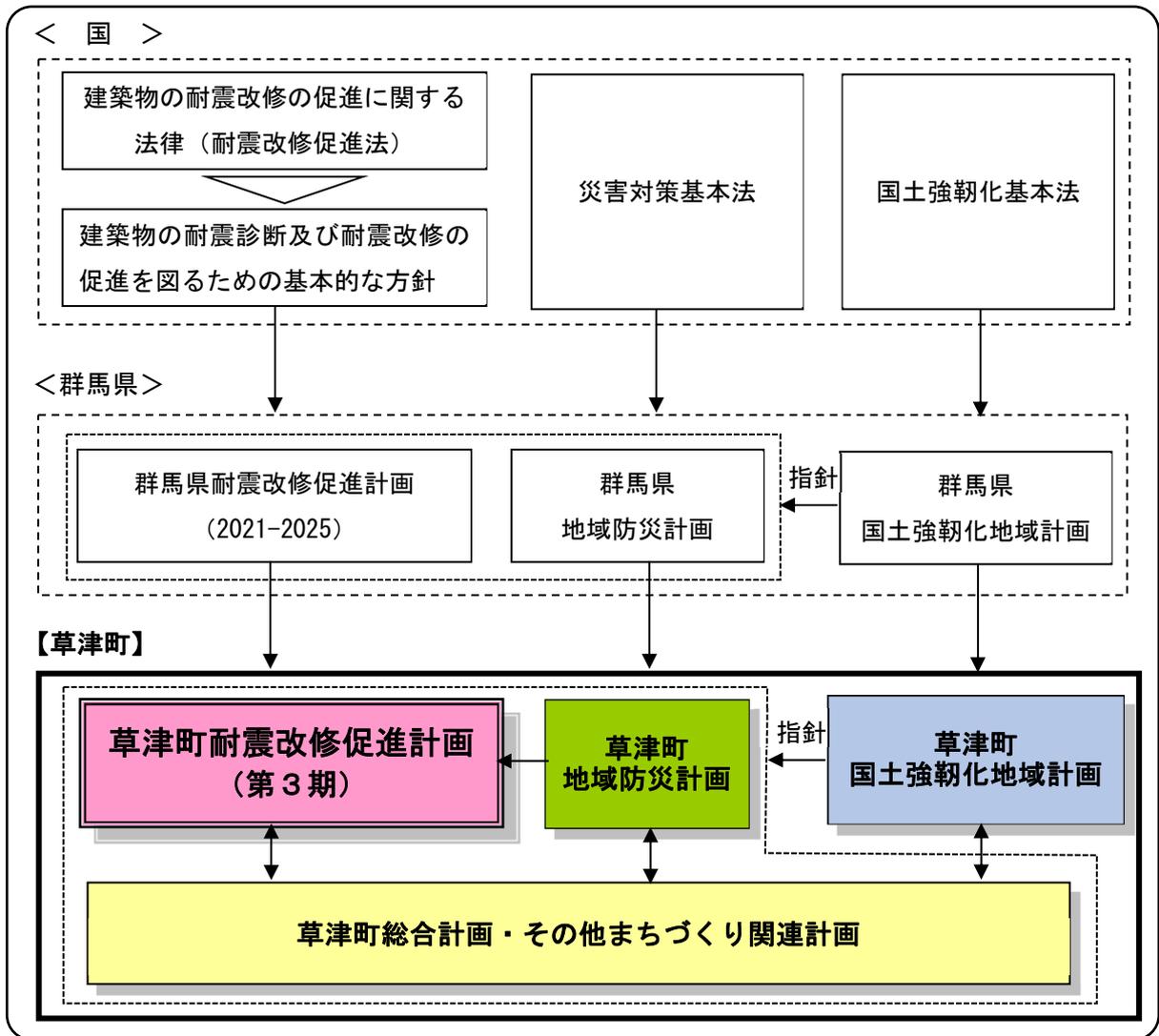
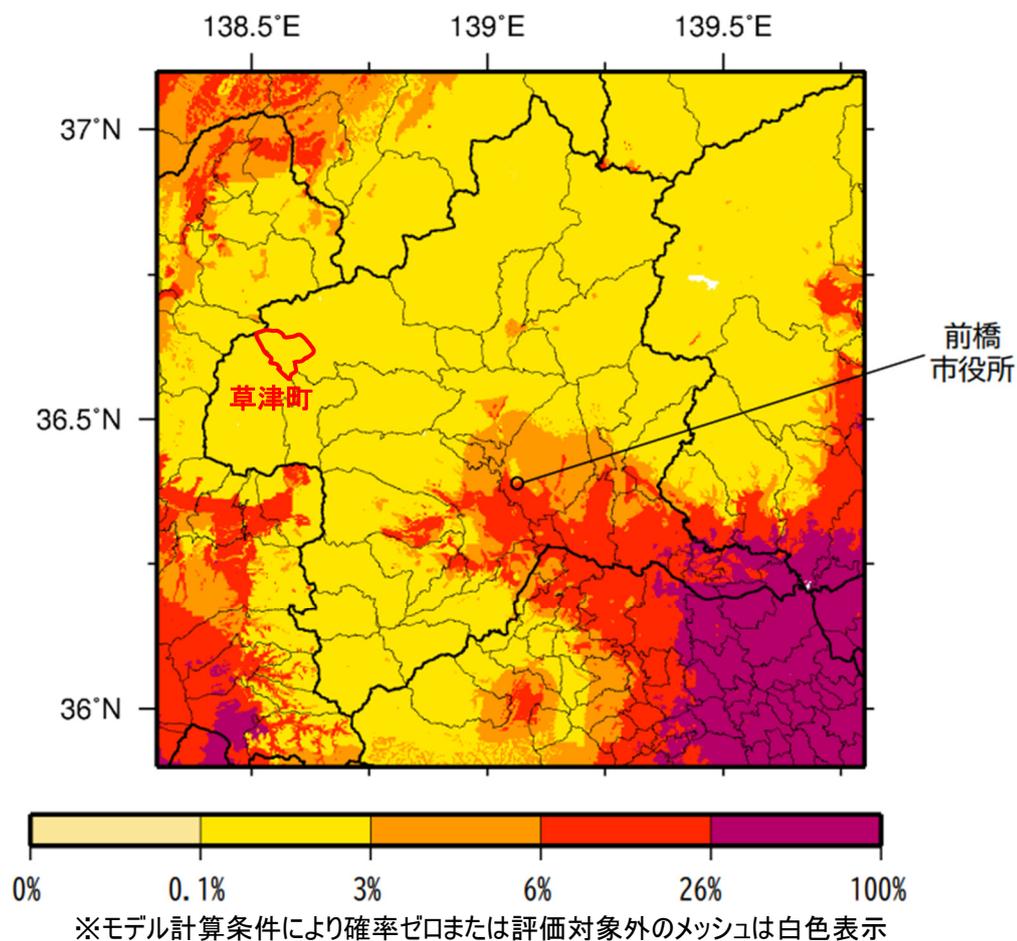


図1-1 草津町耐震改修促進計画の位置づけ

1-3 草津町における地震被害の想定

1. 県土のゆれやすさ

令和2年に公表された地震調査研究推進本部地震調査委員会の全国地震予測地図では、今後30年で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を算出しており、草津町は、0.1～3%となっています。



出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会

図 1-2 今後 30 年で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図
(全国地震予測地図 2020 年版)

2. 想定される地震の規模及び被害の状況

「群馬県地震被害想定調査」では、県内において、「関東平野北西部縁断層帯主部による地震」、「太田断層による地震」、「片品川左岸断層による地震」の3つの震源による地震を想定し、冬5時、夏12時、冬18時の3パターンでその被害を算出しています。

想定地震ごとの被害の推定では、「関東平野北西部縁断層帯主部による地震」で最も大きな被害が想定されています。

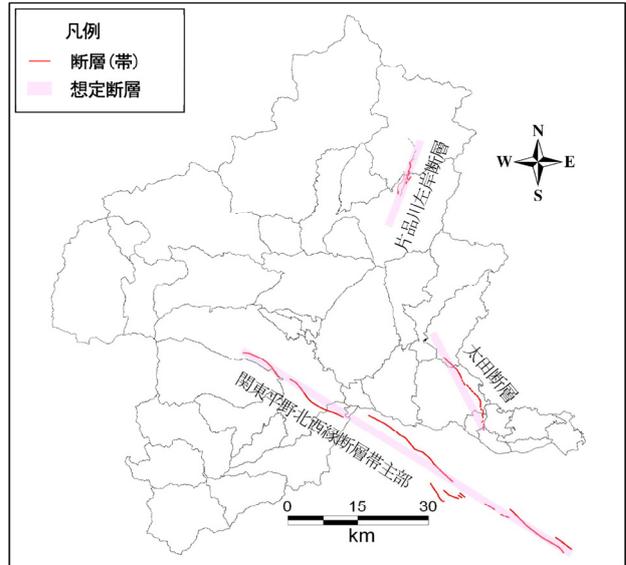


図 1-3 想定地震の震源断層の位置図

「出典：群馬県被害想定調査報告書（H24.3）」

表1-1 想定地震ごとの被害想定

項目		想定地震ごとの被害		
		関東平野北西部縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川断層による地震
マグニチュード		M8.1	M7.1	M7.0
人的被害	死者	0.2人（冬5時）	0人	0人
	負傷者	2人（冬18時）	0人	0人
	避難者	62人（1日後）	0人	0人
物的被害	建物	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	12棟	0棟
	火災	焼失棟数	0棟	0棟
		焼失率	0%	0棟

「出典：群馬県地震被害想定調査報告書（H24.3）」

※被害想定の数値は、想定地震に対して、群馬県全体の最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより必ず標記の被害が発生することを示しているわけではありません。

※小数点以下の値は四捨五入しています。1棟未満の数値については、被害が生じる可能性があることを表しています。

※冬5時、夏12時、冬18時の中から、最大となる値を抜粋して示しています。

第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、草津町における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失をできる限り軽減するために策定します。

住宅・建築物の耐震化について、国は、首都直下地震に関する地震防災戦略（平成18年4月）において、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の75%を、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標とし、また、「群馬県耐震改修促進計画」においても、平成27年度までに住宅を85%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%にすることを目標としていました。

しかし、国や県では計画等の見直しを図り、国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進計画及び住生活基本計画における目標を踏まえ、令和12年までに耐震性の不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標としました。

また、令和3年4月に改定された群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）（以下「県計画」という。）では、令和7年度までの耐震化率の目標値を、住宅、多数の者が利用する建築物及び耐震診断義務付け対象建築物に対し、それぞれ95%と定めています。

本計画は、国や県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、「耐震改修促進法」に基づき、国の基本方針や県計画、草津町国土強靱化地域計画、草津町において想定される地震の規模・被害状況等、町内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を考慮し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、草津町全域とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和10年度までとします。

また、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、中間年度に進捗状況の確認を行うとともに、計画内容を検証し、必要に応じて計画内容や目標を見直します。

3. 対象建築物

改正耐震改修促進法では、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

本計画では、全ての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも住宅及び建築物の耐震化を促進します。

表2-1 対象建築物

種類	内容
住宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅
特定既存耐震不適格建築物	法第14条に規定する建築物で、政令で定める規模以上で、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物 ①多数の者が利用する建築物（法第14条第1号） ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（法第14条第2号） ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）
耐震診断義務付け対象建築物	耐震診断義務付け対象建築物の要件を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物で、昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの
要緊急安全確認大規模建築物	法附則第3条に定める建築物 ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの
要安全確認計画記載建築物	法第7条に定める建築物
沿道建築物	・県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 【草津町には該当する緊急輸送道路等は無し】
防災拠点	・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物 【草津町では草津町役場が該当】

表2-2 耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件（法第15条）	耐震診断義務付け対象建築物の要件（法附則第3条・法第7条）
多数の者が利用する建築物（法第4条14項第1号）	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,000㎡以上
	幼稚園、保育所			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ500㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（法第14条第2号）				
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）				耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上樞世な、病院、官公署、災害応急対応策に必要な施設等の建築物	

要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

要安全確認計画記載建築物（法第7条）

2-2 建築物の耐震化の現状と目標

1. 草津町内の建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。この基準（以下「新耐震基準」という。）によって建築された建築物は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

このことから、本計画では、昭和57年以降に建築された建築物は、「耐震性がある」とします。また、それ以前に建築された建築物でも、地震に対する安全性があると判断されるものについては、「耐震性がある」とします。

(1) 住宅の耐震化の状況

現在の住宅の耐震化率は61.1%です。

令和5年1月時点の草津町における住宅の耐震化の状況を把握すると、居住世帯のある住宅総数は2,348件です。

このうち、耐震性があると判断されるものは1,434件となっており、耐震化率は61.1%と推計されます。

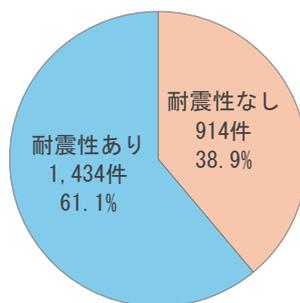
表2-3 草津町における耐震性のある住宅の割合

分類	総数	新耐震基準の住宅① (耐震性あり)	新耐震基準以前の住宅		耐震性のある住宅①+②	割合
				耐震性あり②		
木造	2,165件	1,146件	1,019件	122件	1,268件	58.6%
非木造	183件	113件	70件	53件	166件	90.8%
計	2,348件	1,259件	1,089件	175件	1,434件	61.1%

●住宅の耐震化率＝（新耐震基準の住宅＋新耐震基準以前のうち耐震性のある住宅）／全住宅

※新耐震基準以前の住宅（昭和56年以前）のうち、耐震性のある住宅の割合は、国の推計値である以下の割合を用いています。＜木造：12%、非木造：76%＞

《住宅の耐震化状況》



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（公共及び民間）（法第14条第1号）

多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物）の耐震化率は71.3%です。

草津町における、耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（新耐震基準の建築物を含む）は、耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震基準の建築物及び新耐震基準以前の建築物のうち、地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）は71.3%で、このうち民間の特定既存耐震不適格建築物は65.8%、公共の特定既存耐震不適格建築物は100%であり、耐震性のない建築物及び耐震性が確認されていない建築物の件数は、25件（全て民間）となっています。

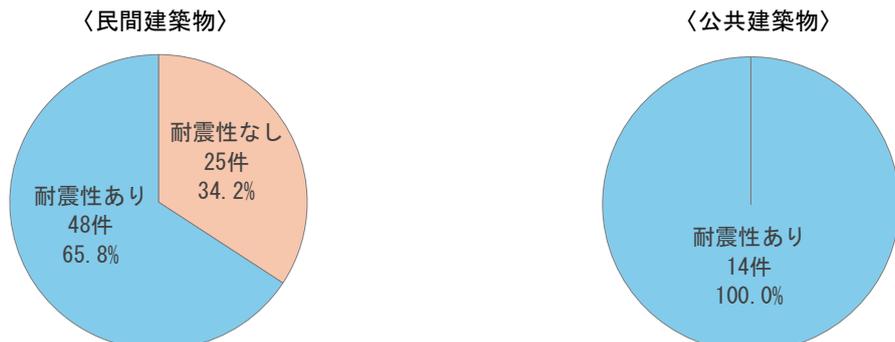
表2-4 耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途の建築物の耐震化の現状

分類	含まれる用途	1	2	3	4	5	合計
		被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救助拠点となる建築物	災害時に要援護者がいる建築物	比較的用户の滞在時間が長い建築物	その他不特定多数が集まる特定建築物	利用者が比較的限定される建築物	
新耐震基準以降の特定既存耐震不適格建築物	公共	1件	4件	43件	3件	0件	51件
	民間	1件	1件	1件	0件	0件	3件
新耐震基準以前の特定既存耐震不適格建築物	公共	0件	3件	42件	3件	0件	48件
	民間	2件	3件	30件	1件	0件	36件
耐震性あり	公共	1件	2件	8件	0件	0件	11件
	民間	1件	1件	22件	1件	0件	25件
耐震性なし	公共	1件	2件	8件	0件	0件	11件
	民間	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計	公共	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	民間	1件	1件	22件	1件	0件	25件
	合計	3件	7件	73件	4件	0件	87件
耐震化率	公共	66.7%	85.7%	69.9%	75.0%	—	71.3%
	民間	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	100.0%
	合計	0.0%	75.0%	65.6%	75.0%	—	65.8%

注）公共には県営住宅3件を含む、耐震性なしは未診断・不明を含む

《特定既存耐震不適格建築物の耐震化状況》

（法第14条第1号）



（3）危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況（法第14条第2号）

草津町において、耐震改修促進法第14条第2号に規定する用途の建築物は、調査の結果、該当する建築物はありませんでした。

(4) 町有建築物の耐震化の状況

町有建築物の耐震化率は78.3%です。
このうち、特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は100%です。

草津町における全町有建築物は115件あり、その耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震基準の建築物及び新耐震基準以前の建築物のうち、地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）は、78.3%となっています。

そのうち、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条第1号）に該当する施設の耐震化率は、100%となっています。

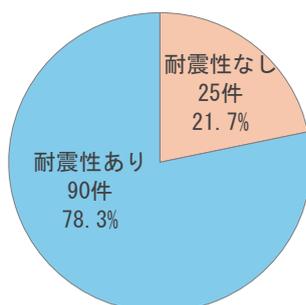
なお、町庁舎は防災拠点として要安全確認計画記載建築物に該当しますが、耐震性を有しています。（I-1の特定既存耐震不適格建築物）

表2-5 町有建築物の耐震化の現状

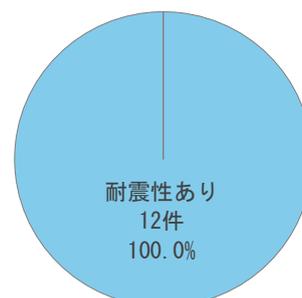
大分類	小分類		全ての施設		特定既存耐震不適格建築物	
			耐震性なし 耐震化率	耐震性なし 耐震化率		
I 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき町有施設	1 災害対策施設	町庁舎、地域機関及び専門機関、教育事務所、支所等	2件	1件 50.0%	1件	0件 100.0%
	2 救護対策施設	病院、消防署	0件	0件 0.0%	0件	0件 0.0%
	3 避難対策施設	集会所、小・中学校避難指定校	12件	2件 83.3%	0件	0件 0.0%
	4 警察関係		0件	0件 0.0%	0件	0件 0.0%
	5 ライフライン関係	下水道処理場	1件	1件 0.0%	0件	0件 0.0%
II 震災時における被害防止の観点から整備すべき町有施設	6 要援護者施設	児童福祉施設、高齢者福祉施設、小中学校等	8件	1件 87.5%	3件	0件 100.0%
	7 集客施設	博物館・美術館、劇場、体育館等	23件	2件 91.3%	1件	0件 100.0%
	8 長期滞在施設	町営住宅、宿泊施設、寄宿舎等	13件	0件 100.0%	6件	0件 100.0%
III その他	9 その他の町有施設	上記以外の施設、上記付帯施設	56件	18件 67.9%	1件	0件 100.0%
合計			115件	25件 78.3%	12件	0件 100.0%

《町有建築物の耐震化状況》

〈町有建築物全体〉



〈町有特定既存耐震不適格建築物〉



2. 住宅の目標

住宅の耐震化率の目標は85%とします。

国の基本方針では、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

県計画においても、現状の耐震化率86.7%を、自然更新による耐震化率の見込み及び耐震性の確保による減災効果を踏まえ、令和7年度末の住宅の耐震化率の目標を95.0%に設定しています。

草津町においては、住宅の耐震化率の現状（61.1%）が、県の耐震化率の現状（86.7%）と比較し20.0%以上低いことを考慮して、令和10年度末の耐震化率の目標を85.0%とします。

この目標を達成するためには、187件の耐震化が必要となります。

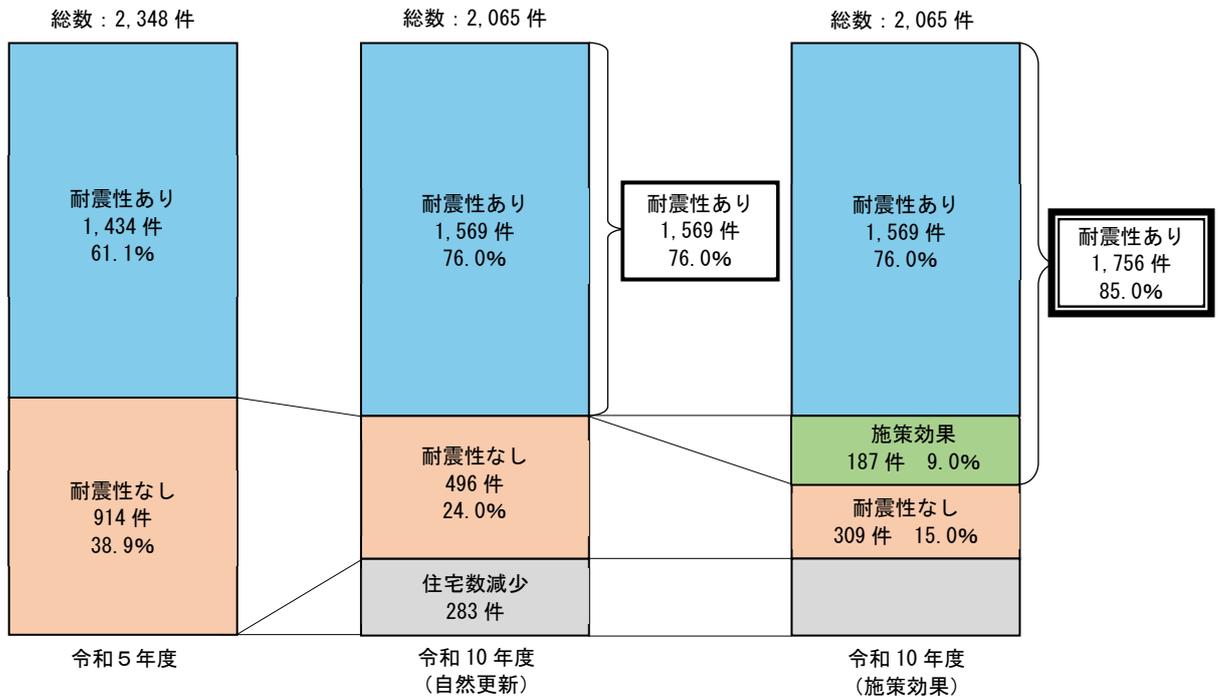


図 2-1 住宅の耐震化の現状と目標

3. 特定既存耐震不適格建築物の目標

特定既存耐震不適格建築物の耐震化率の目標は95%とします。

特定既存耐震不適格建築物の耐震化率について、県計画では令和7年までに少なくとも95%にする目標を設定し、国の基本方針では、耐震診断義務付け建築物について、令和7年までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標としています。

草津町においては、県と同じく公共及び民間の特定既存耐震不適格建築物全体で、令和10年度の耐震化率の目標を95%とします。

(1) 多数の者が利用する建築物の目標

用途分類毎の耐震化の目標は、次に示すとおりです。

表2-6 多数の者が利用する建築物の目標

分 類	令和5年10月現在			令和10年度耐震化目標		
	公共建築物	民間建築物	全体	公共建築物	民間建築物	全体
1 被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救助拠点となる建築物	100.0%	0.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
	2件 / 2件	0件 / 1件	2件 / 3件	2件 / 2件	1件 / 1件	3件 / 3件
2 災害時に要援護者がいる建築物	100.0%	75.0%	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%
	3件 / 3件	3件 / 4件	6件 / 7件	3件 / 3件	4件 / 4件	7件 / 7件
3 比較的利用者の滞在時間が長い建築物	100.0%	65.6%	69.9%	100.0%	93.8%	94.5%
	9件 / 9件	42件 / 64件	51件 / 73件	9件 / 9件	60件 / 64件	69件 / 73件
4 その他不特定多数が集まる特定建築物	—	75.0%	75.0%	—	100.0%	100.0%
	0件 / 0件	3件 / 4件	3件 / 4件	0件 / 0件	4件 / 4件	4件 / 4件
5 利用者が比較的限定される建築物	—	—	—	—	—	—
	0件 / 0件	0件 / 0件	0件 / 0件	0件 / 0件	0件 / 0件	0件 / 0件
合 計	100.0%	65.8%	71.3%	100.0%	94.5%	95.4%
	14件 / 14件	48件 / 73件	62件 / 87件	14件 / 14件	69件 / 73件	83件 / 87件

※令和5年1月現在の分類に使用している数字は、9頁と一致

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

草津町において、耐震改修促進法第14条第2号に規定する用途の建築物は、現状(令和5年1月現在)において、該当する建築物はありません。

よって、今後、これに該当する建築物が建築された場合でも、新耐震基準の建築物となるため、耐震化は図られているとします。

（3）町有建築物の目標

町有建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物については、耐震化率100%となっています。特定既存耐震不適格建築物以外の町有建築物で、耐震性が確保されていない町有建築物については、地域防災機能の側面及び緊急性を考慮し、優先性を検討したうえで順次計画的な耐震化を進めます。

第3章 耐震化促進の基本的な方策

3-1 耐震化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者や自治会等の地域組織等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や地方公共団体は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者や地域組織等の取り組みをできる限り支援します。また、耐震化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、建築士や施工者等の耐震化のプレイヤーの育成と情報公開等を行うことにより、所有者や地域組織等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築や、住宅の部分的な補強による減災化など、耐震化・減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

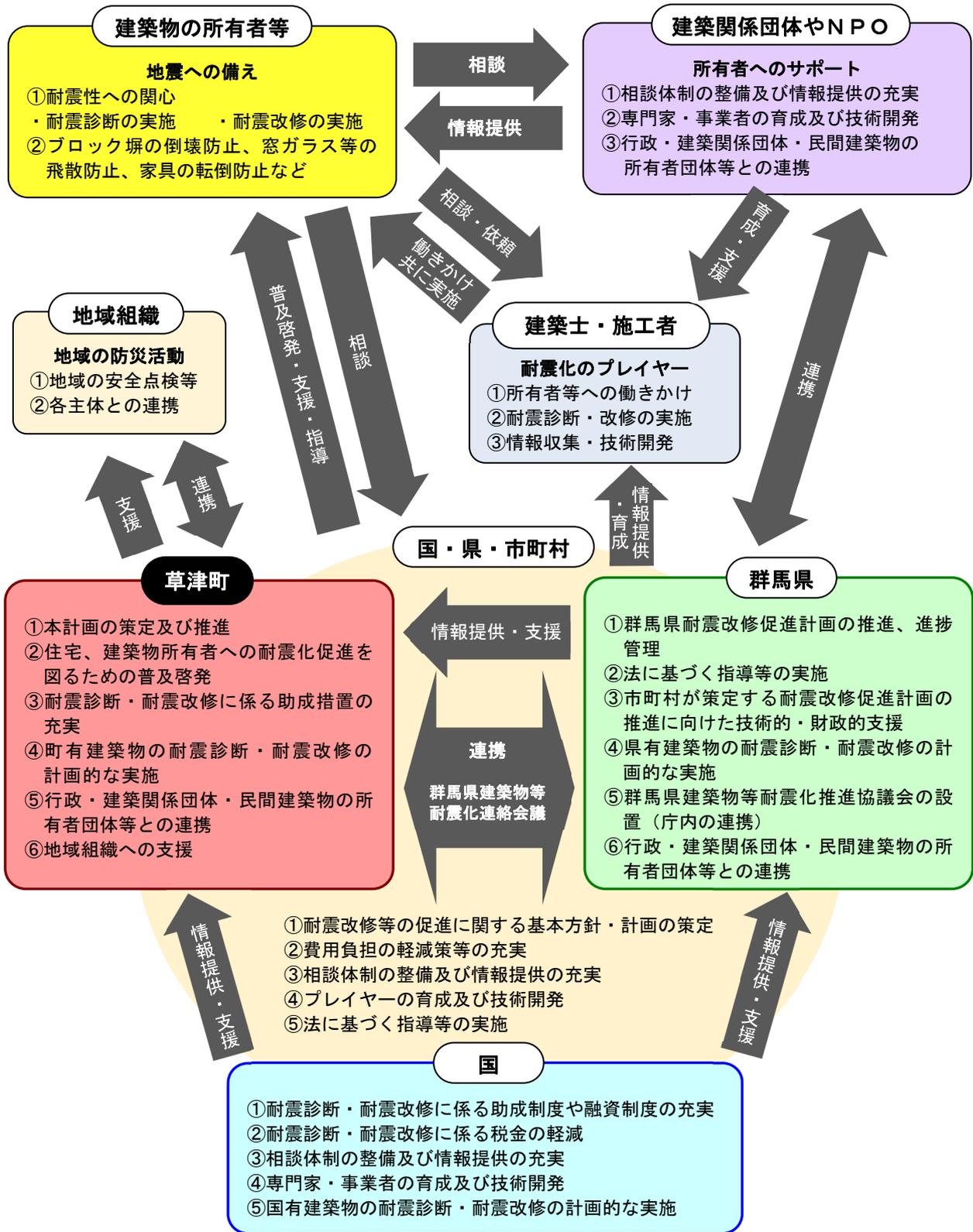


図3-1 国・県・町・所有者等の役割分担

3-2 促進体制

1. 耐震化促進の体制整備

(1) 群馬県及び他の所管行政庁等との連携

耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、建築基準法の特定期行政庁*である所管行政庁*が行うことと定められています。

草津町では、群馬県が指導等を行うこととなります。また、これら指導等にあたっては、特に一部の者が複数の特定既存耐震不適格建築物を所有する場合などにおいて、連携した指導等を行うことが望まれる場合があります。

群馬県では、県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や総合的かつ効果的な施策の推進について、関係部局が横断的な連携を図り協議するため、「群馬県建築物等耐震化推進協議会*」を設置して、建築物等の耐震化を計画的に促進するとしています。

また、建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議*を設置して、建築物等の耐震化を計画的に促進するとしています。

さらに、県内所管行政庁により連絡会議を開催し、耐震改修促進法による指導等、建築基準法による勧告又は命令等に関する意見交換、実施方針の協議及び実施状況の共有等を行うとしています。

草津町は、上記の連絡会議の取り組みをはじめとして、群馬県及び周辺の所管行政庁等と連携し、的確に耐震化に努めるものとします。

*特定期行政庁：建築基準法による規定。建築主事をおく市町村の区域においては、その市町村の長で、その他の市町村の区域は都道府県知事となります（建築基準法第2条）。草津町の場合は、群馬県知事となります。

*所管行政庁：建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の規定。建築主事を置く市町村の区域においては、その市町村の長で、その他の市町村の区域は都道府県知事となります（耐震改修促進法第2条）。草津町の場合は、群馬県知事となります。

*群馬県建築物等耐震化推進協議会：群馬県の関係課室により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図るもの。

*群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保するもの。

（2）公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する建築物のうち、災害応急活動に必要な建築物など、特に耐震化を優先すべき建築物には、公共機関が所有する建築物が多く含まれます。

これら建築物のなかで、地震など災害時に避難所として利用する建築物などは、早期に耐震化を図るものとしながらも、近接区域では計画的に実施時期を分散し、不測の災害時にも区域全体としては、概ねその機能を保全することが望まれるものがあります。

このため、他の公共施設管理者と協調・連携して、円滑に耐震化を図るものとします。

2. 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

草津町では、本計画に基づき、耐震診断・耐震改修に関する様々な相談に対応していきます。

3-3 耐震化の普及・啓発

1. ハザードマップ

町民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策等が自らの問題、地域の問題として意識できるよう、災害による危険性の程度を示す地図（ハザードマップ）の周知を図ります。

2. インターネットや広報を活用した情報提供

対象となる建築物の耐震化の啓発・普及に資するため、草津町のホームページや広報などを通じて、耐震診断、耐震改修に関する情報を提供し、町民が耐震化に係る情報を得ることができるように、効率的・効果的な実施に努めます。

また、群馬県と連携して、耐震性のない建築物の所有者を直接訪問し、耐震診断を促すなど建築物の耐震化の普及・啓発を進めます。

3-4 重点的に耐震化を進める区域

地震発生時に、より大きな被害が発生することが想定される区域において耐震化を重点的に促進していくことは、町の全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上でより効果が高いと考えられます。そのため、土地利用や建築物の状況を把握し、地震により大きな被害が発生することが想定される区域を「重点的に耐震化を進める区域」として設定し、取り組みを進めます。

1. 重点的に耐震化を進める区域

草津町は、古くからの温泉街が形成されており、この温泉街を中心として市街地が形成されています。この市街地は、温泉街独特の情緒豊かな雰囲気をかもしだす一方で、狭く入り組んだ道路と高層の建物が建て込んだまちなみが形成されており、災害時の安全性確保が課題となっています。よって、同区域を重点的に耐震化を進める区域として位置づけ、耐震化に努めていきます。

2. 重点的に耐震化を進める区域に対する取組方針

町全域に対して耐震化を推進しますが、特に、多数の者が利用する建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等について、重点的に耐震化を促進します。

また、地震に対する危険性の高い木造住宅密集地域や狭あいな道路の沿道にある建築物等を対象に、建築物の倒壊や火災等による二次災害を防止するため、建築物の耐震化及び不燃化の啓発を重点的に促進していきます。

3-5 関連する安全対策

住宅・建築物に関連した地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死などのほか、天井等の脱落、窓ガラスや屋外看板等の落下、エレベーターの停止による閉じ込め、エスカレーターの脱落、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進します。

1. ブロック塀等の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたすこととなります。同様に道路上には、電柱や自動販売機等、倒壊する危険のある物が多くあります。

平成30年の法改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されていますが、本計画においては、ブロック塀等は通行障害建築物の対象としないものとします。（⇒6-1参照）

ブロック塀等の危険性については、パンフレットや広報等で町民に周知するとともに、正しい施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善の指導を行い、想定される地震被害の軽減を図ります。

2. 天井等の非構造部材の脱落への安全対策

建築物内のつり下げ天井等は、落下等による甚大な被害が発生していることから、天井の脱落防止対策に関する基準が定められています。

そのため、建築物の所有者等へ早期点検を促すとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

3. 窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下すること等により、避難者や通行人への被害や、救護活動の遅延などの被害を発生させる危険性があります。

このため、窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性をパンフレットや広報等で町民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

4. エレベーター・エスカレーターの安全対策

地震発生時において、エレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じ込められたり、エレベーターの釣合おもりの脱落やエスカレーターの脱落などの被害が発生しています。

これらの被害を避けるため、地震時のエレベーターやエスカレーターの運行方法などについての対処方法について周知するとともに、群馬県・関係団体等と協力して地震発生時における安全装置の設置の徹底を図ります。

5. 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。

そのため、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識をパンフレットや広報等を活用して町民に周知するとともに、地域主体による家具の安全対策の取り組みを推進していきます。

また、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び重度障害者世帯など、特に災害時要援護者に係る住宅については、群馬県・関係団体、ボランティアと協力して家具の転倒防止器具の取り付けを支援するなどにより、引き続き家具の安全対策を進めていきます。

6. 狭あい道路等の現況把握及び対応策の検討

温泉街などでは、車両のすれ違いが困難な狭あい道路が多数見受けられ、こうした道路は、災害時の避難や救援活動等に支障を来たすこととなります。

住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、これら狭あい道路等の現況についても調査し、改善が必要と思われる道路については、対応策を検討しながら、災害に強いまちづくりに努めます。

3-6 空き家の耐震化

人口減少に伴い、空き家が増加すると考えられますが、地震被害で空き家が倒壊することによって、隣地に被害をもたらすおそれがあるのと同時に、倒壊による家屋のがれきが道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。そのため、空き家を耐震改修又は除却することによって、地震被害を軽減することが必要です。

そのため、空き家の把握に努めるとともに、所有者に対し、空き家に対する耐震化の要請の検討や草津町空家除却費補助交付制度の普及を行います。

1. 所有者に対する空き家に対する耐震化の要請の検討

所有者に対し、空き家に対する耐震化を要請していくことを検討し、空き家の耐震化の促進に努めます。

2. 草津町空家除却費補助交付制度の普及

草津町では、町内の景観を保全し、町民の安全・安心な暮らしを確保するため、空き家の除却を行う際に、その除却に要する費用の一部を補助する草津町空家除却費補助交付制度を設けています。

所有者に対して、この制度を普及することで、空き家の除却に取り組み、地震被害の軽減を図ります。

第4章 住宅の耐震化促進

4-1 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化の促進を図っていきます。

1. 耐震診断・耐震改修に係る補助制度等

草津町では、第2期計画策定以降、木造住宅の耐震診断の補助の支援を計5件実施してきました。今後も、木造住宅の耐震化が促進されるよう、支援を行っていきます。

これに加え、国の交付金などを活用して、住宅の耐震化の促進に努めます。

表4-1 木造住宅耐震診断補助件数

年度	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	合計
件数(件)	1	2	1	0	1	0	0	5

2. 木造住宅耐震改修補助金交付制度の普及

草津町では、地震による木造住宅の倒壊等の被害から町民の生命及び財産の保護を図るとともに、安心と安全を実感できるまちづくりの推進するため、木造住宅の耐震改修の支援を行っています。

所有者に対して、制度の普及を図り、円滑に活用できるように取り組み、木造住宅の耐震化の促進を図ります。

3. 耐震改修促進税制等の普及

国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な住宅・建築物ストックの形成促進を図るため、耐震改修を行った場合に税制による一定の支援が受けられるようになっています。

税制制度は、改正により見直しや更新が行われていますが、草津町では、町民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

4. 木造住宅耐震診断者派遣事業の普及

草津町では、安全・安心のまちづくりの一環として、震災に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震診断を希望する方に木造住宅耐震診断者を派遣し、無料で耐震診断を行っております。

事業を積極的にPRし、住宅所有者に活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。

4-2 耐震化に取り組みやすい環境の整備

1. 耐震改修事例集の充実

住宅・建築物の所有者が耐震改修を考える場合に、実際にどのような工事が行われ、それにどのくらいの費用が必要になるのかがイメージできないということがあると考えられます。

草津町では、実際に補強工事をされた住宅の事例の収集、事例集の作成などに努め、情報提供を図っていきます。

2. 安心して相談できる仕組み

住宅・建築物の耐震化は、基本的には個々の住宅・建築物の所有者の方が、あるいは地域として地域の防災まちづくりを進めていくなかで取り組んでいただくこととなります。ただし、その際にどの建設業者等に相談すればよいのかをためらう状況が考えられます。そのため、群馬県や関係団体等と連携して、建築物の所有者等に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じ、建築物の所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境の整備に努めます。

3. 専門家や事業者の人材育成

群馬県では、木造住宅の耐震診断技術者の養成を図るための「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」を平成21年度から毎年実施し、この講習会の履修者で受講修了者名簿の掲載に同意された方については、インターネット等で公開しています。

県は建築士などの専門家や事業者に対して、地震防災知識や耐震改修等の知識習得に向け、セミナーや講習会を開催していることから、草津町では、町内の建築士に対して講習会等についての情報提供を行い、受講するよう働きかけます。

4. 仮住居の確保

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できない場合があります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因の一つになっています。

「群馬県耐震改修促進計画」では、県内にある特定優良賃貸住宅の空き家の活用を図るとしていることから、仮住居が必要な世帯に対応するため、草津町は県内の市町村等と協議・調整を図ります。

【参考：群馬県耐震改修促進計画より】

市町村等と協議・調整を図り、耐震改修工事期間中の仮住居について、特定優良賃貸住宅の空き家の活用を図ります。

特定優良賃貸住宅への入居条件

対象者	耐震改修促進法第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い、仮住居を必要とする者
入居特例が適用される条件	<ul style="list-style-type: none">・特定優良賃貸住宅の入居者が3か月以上確保できない住戸であること・特定優良賃貸住宅への入居特例の適用が本計画に位置づけられていること・対象者が計画認定建築物である住宅に居住していた者であること・定期建物賃貸借を2年以内に限定すること

4-3 建替え・除却の促進

耐震性がない住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅は新築又は建替えによるものが大半を占めていることから、耐震改修の促進と併せて、耐震性のない住宅の建替えを促進します。

さらに、耐震性のない空き家については、地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらす恐れがあり、また倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の避難に支障をきたすおそれもあることから、空き家の除却を促進します。

4-4 リフォームに合わせた耐震改修の促進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

そこで、リフォーム事業者等との連携を図り、民間事業者等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行い、建築物の所有者等の意識啓発を促進します。

4-5 地域における耐震化の取り組みの促進

耐震化の促進は、住宅及び建築物の所有者等が自主的、積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や火災等による二次災害を防止するためには、地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。そのため、町内会や自主防災組織、災害救援関係のNPOやボランティア組織の活動が重要です。

草津町は積極的に地域の活動を支援し、地域住民の防災意識を向上させることにより、耐震化を図っていきます。

4-6 新耐震基準の木造住宅における耐震性能の確認の促進

柱とはり等との接合部の接合方法の仕様等が明確化された平成12年（2000年）以前に建築された新耐震基準の木造住宅について、耐震診断よりも効率的に耐震性能を検証する方法である「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）（（一財）日本建築防災協会）」に関して、県と連携して周知を図り、新耐震基準の木造住宅の耐震性能の確認を促進します。

4-7 耐震化のためのその他の方策

住宅の耐震改修には住宅の所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から人の命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減する「減災化」の視点も重要であることから、住宅の耐震化を促進するとともに、住宅の「減災化」を目的とした施策を促進します。

1. 住む人に合った耐震改修

一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場面もあることから、費用負担の平準化や家族の状況、生活環境の変化等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的に行い、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に耐震化を進めるなど、住む人の実情に合った耐震改修を促進します。

2. 命を守る住まいの補強

住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室などの個室を補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となることから、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。

第5章 建築物の耐震化促進

5-1 建築物の耐震化促進

1. 町有建築物の耐震化

国の基本方針では、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストの作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきとしています。

町有建築物のうち、多数の者の利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物）は、耐震化率100%となっています。そのため、今後は多数の者が利用する建築物以外の町有建築物で、耐震性が確保されていない町有建築物については、地域防災機能の側面及び緊急性を考慮し、優先性を検討したうえで順次計画的な耐震化を進めます。

2. 耐震改修計画の円滑な認定

耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。建築物の耐震改修の計画を作成し、認定を受けることで耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が図られています。

この耐震改修促進法第17条に基づく耐震改修促進計画の認定は、所管行政庁が行うことから、所管行政庁に対し、適切かつ速やかに認定を行うよう要請してまいります。

3. 建築物の地震に対する安全性に係る認定

建築物の所有者は、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができ、認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができます。

この耐震改修促進法第22条に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定は、所管行政庁が行うことから、所管行政庁に対し、適切かつ速やかに認定を行うよう要請してまいります。

4. 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができ、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律）第17条に規定する共用部分の変更決議が、3/4以上から1/2超（過半数）に緩和されます。

この耐震改修促進法第25条に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定は、所管行政庁が行うことから、所管行政庁に対し、適切かつ速やかに認定を行うよう要請してまいります。

5-2 耐震化促進のための支援制度

1. 意識啓発と情報発信

民間建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行います。特に特定既存耐震不適合建築物の所有者に対しては、所有する建築物が特定既存耐震不適合建築物であることがわかるように群馬県と連携した情報発信を行います。

2. 耐震補強設計等に係る補助制度等

草津町では、要緊急安全確認大規模建築物のうち、旅館及びホテルに対し、地震発生時における建築物の安全性の向上及び耐震性の向上を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的に、耐震補強設計に対して支援を行っています。

今後は、町の財政状況を踏まえながら、耐震改修に対する支援も継続し、耐震化を促進します。

3. 耐震改修促進税制等の普及

国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な住宅・建築物ストックの形成促進を図るため、耐震改修を行った場合に税制による一定の支援が受けられるようになっています。

税制制度は、改正により見直しや更新が行われていますが、草津町では、町民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

5-3 特定既存耐震不適格建築物の指導等

1. 耐震改修促進法による指導等の実施

草津町は、所管行政庁である群馬県と連携して、以下の指導等に対応します。

所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認められた場合は、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行います。（耐震改修促進法第15条第1項）

そのうち一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指示を行います。（同条第2項）

さらに指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由なく、その指示に従わない場合は、社会責任を果たさないものとしてその旨を公表します。（同条第3項）

なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことが、その利用者や周辺住民に対する危険性を明確にしたうえで実施します。

《指導・助言》

所有者に対して、耐震化の必要性、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文章の送付等、法の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

《指示》

所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、指導に従わない者に対して、法の規定に基づき必要な指示を行います。

《公表》

正当な理由がなく、指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施

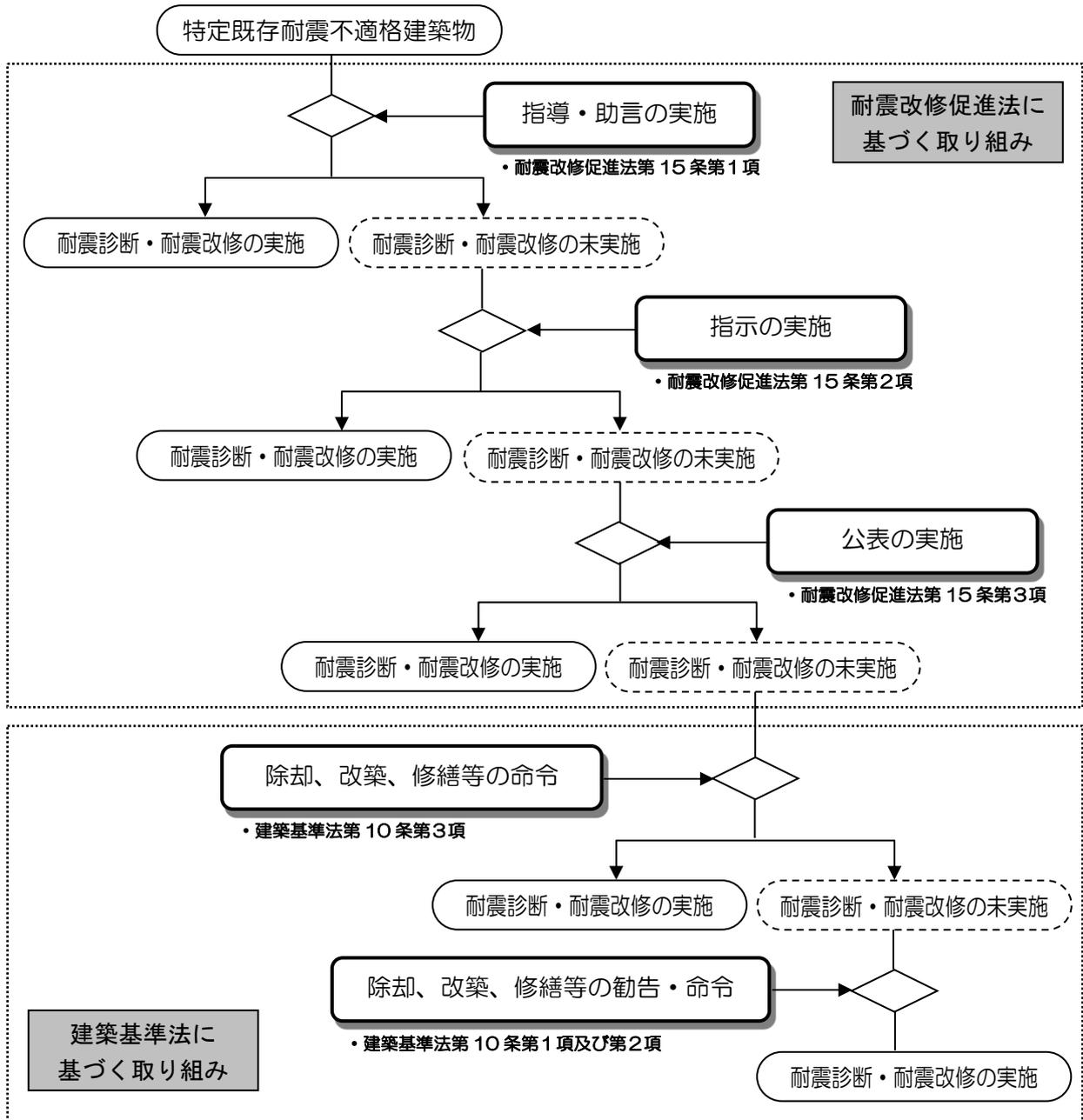
草津町は、特定行政庁である群馬県と連携して、以下のように対応します。

上記の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物の所有者等に対して、特定行政庁は、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います。（建築基準法第10条第3項）

さらに、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告（同条第1項）やその勧告に係る措置をとるよう命令（同条第2項）を行います。

なお、勧告や命令を行うにあたっては、耐震診断・耐震改修を行わないことがその利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえでいかに危険であるか周知を図ります。

《耐震診断及び耐震改修に関する指導等の流れ》

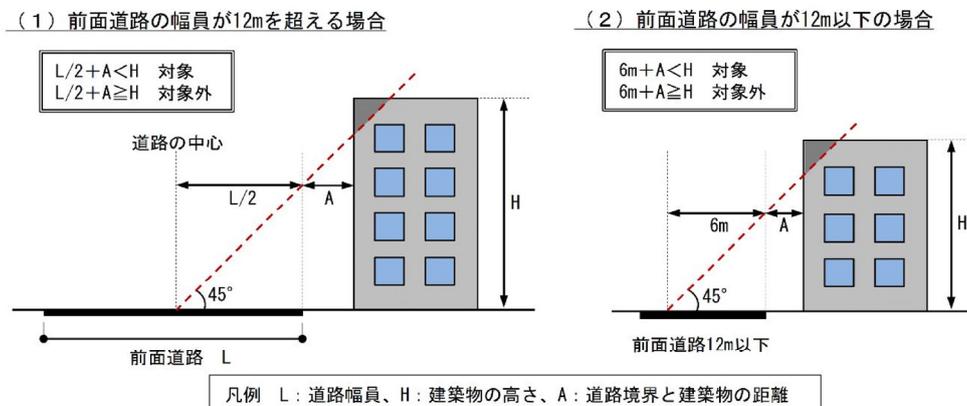


第6章 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

1. 通行障害建築物

(1) 通行障害建築物

建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にすることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（以下「通行障害建築物」という。）のうち既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であるもの（以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、本計画にて地震発生時に通行を確保すべき道路を指定することができますと規定しています。



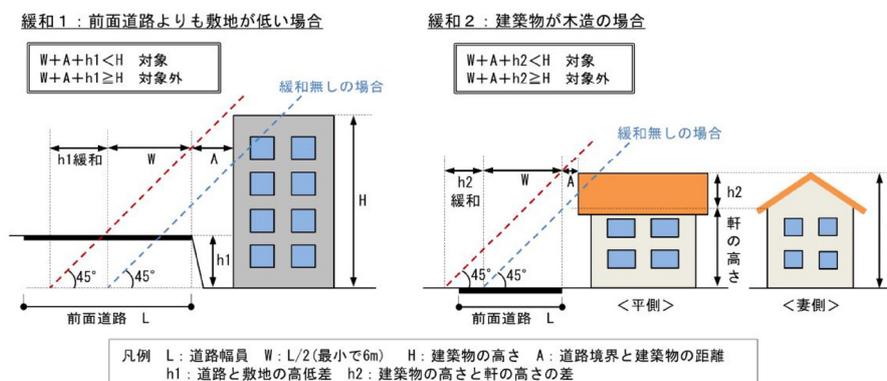
出典:群馬県耐震改修促進計画(2021-2025)

図6-1 通行障害建築物の対象となる要件

(2) 通行障害建築物の要件緩和

地震発生時において通行を確保すべき道路の指定に際しては、耐震改修促進法において、地方公共団体の規則に基づき、地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件緩和が可能となっています。

本計画においては、図6-2のとおり要件の緩和の規定を設けることとします。



出典:群馬県耐震改修促進計画(2021-2025)

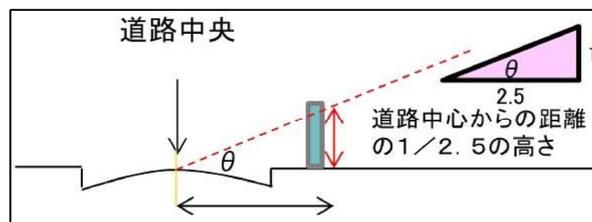
図6-2 通行障害建築物の要件の緩和

(3) 通行障害建築物の対象とすることが可能なブロック塀等の取扱い

平成30年の法改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。対象は、その前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものとなっています。

また、対象となるブロック塀等の長さや高さは、地方公共団体の規則に基づき一定の範囲内で低減することが可能となっています。

草津町では、ブロック塀等は通行障害建築物の対象とせず、所有者への普及啓発をはじめとした取り組みを行うことで、安全確保対策を進めることとします。



出典：群馬県耐震改修促進計画(2021-2025)

図6-3 通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

2. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

緊急輸送道路は、地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するための道路です。

群馬県及び草津町地域防災計画では、下表に示す道路を緊急輸送道路として位置づけています。

この緊急輸送道路は、地震発生時に市町村の区域を越えて通行を確保すべき道路であり、地震の揺れによる建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起これないように、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

県計画では、緊急輸送道路を法第5条第3項第3号に規定する道路（耐震化努力義務道路）にしていることから、本計画においても、緊急輸送道路を第6条第3項第2号に規定する道路に指定し、所管行政庁と連携を図りながら、通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震化を促進していきます。

表 6-1 群馬県緊急輸送道路のうち草津町内のもの

路線名	延長	備考
①国道292号	3.4 km	中之条町境 ～草津交差点
②国道292号	14.2 km	草津交差点 ～嬭恋村境
③国道292号 (草津道路)	3.5 km	主) 草津嬭恋 線交点 ～草津交差点
④主要地方道 草津嬭恋線	2.9 km	草津道路交点 ～嬭恋村境
⑤国道292号 (草津道路)	2.0 km	主) 草津嬭恋 線交点 ～長野原町境
⑥中之条草津 線	0.8 km	吾妻郡草津町 大字草津

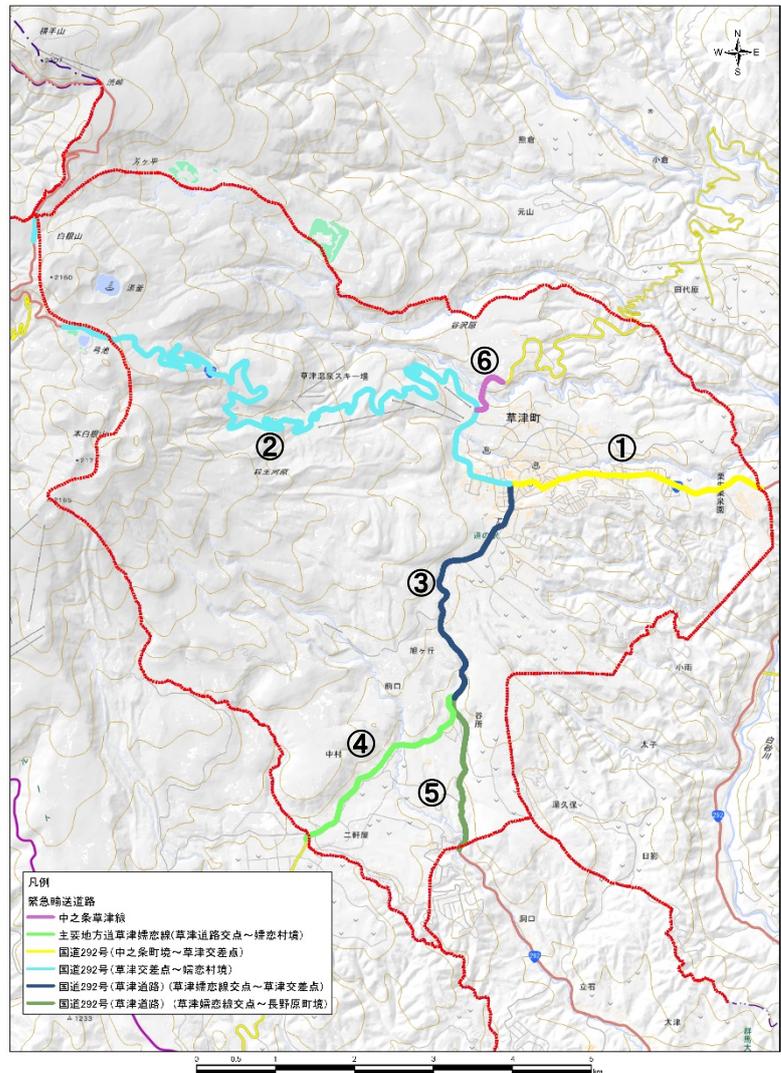


図 6-4 緊急輸送道路図

第7章 計画達成に向けて

7-1 国及び群馬県との連携

国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに、群馬県が策定した「群馬県耐震改修促進計画」の進捗との整合を図りながら、本計画を進めます。

また、国等が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用するとともに、群馬県との連携を図りながら、耐震化の支援等を進めます。

7-2 計画の進行と管理

計画期間である令和10年度末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行います。

本計画に位置づける町有建築物の耐震化については、着実に実施されるよう、進捗状況を定期的に確認しながら促進を図ります。

住宅については、各年度の耐震診断や耐震改修費の補助の実績、除却・建替えの状況等を把握しながら、進捗状況の確認を行います。

また、特定既存耐震不適格建築物については、特定既存耐震不適格建築物台帳等により把握し、進捗状況を確認しながら耐震化の促進を図るとともに、必要に応じて計画の見直し等を行っていきます。

＜参考資料＞

参考1：法における規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件（法第15条）	耐震診断義務付け対象建築物の要件（法附則第3条・法第7条）
多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設			
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,000㎡以上
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（法第14条第2号）	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ500㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）	耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であつて、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であつて、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建築物に附属するブロック塀等を含む）	
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な場合に発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公庁、災害応急対応策に必要な施設等の建築物	

要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

要安全確認計画記載建築物（法第7条）

参考 2 : 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

i) 特定既存耐震不適格建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件

床面積の合計が500㎡以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実砲	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20m ³
④マッチ	300マッチトン(※)
⑤可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2万m ³
⑥圧縮ガス	20万m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物20 t 劇物200 t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg。

参考3：耐震改修促進計画に関する法律

i) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

- 第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

- 第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に

反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勧告して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を

得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存

耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を助案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定 (計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなる

ことがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法

第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

- 第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

- 第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

- 第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

- 第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等 （建築物の地震に対する安全性に係る認定）

- 第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
 - 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
 - 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

- 第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

- 第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等 （区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

- 第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合してい

ないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

- 第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を助言して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を助言して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

- 第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。
- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改

修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

（帳簿の備付け等）

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（センターに係る報告、検査等）

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定の取消し等）

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第二一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日法律第二六号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月七日法律第一二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「新法」と

いう。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年五月二九日法律第二〇号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二六年六月四日法律第五四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二七日法律第六七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

ii) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に

附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

- 第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。
- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
 - 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
 - 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

- 第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによ

ることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これよることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これよることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組構造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

- ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
- ニ 銃用雷管 五百万個
- ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
- ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
- ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
 - 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

- 第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

- 第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからハまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ハ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める

既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則（平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則（平成十一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則（平成十一年一月一日政令第三一二号） 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則（平成十一年一月一日政令第三五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二三日政令第二一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一〇月九日政令第二九四号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年一二月二四日政令第四一二号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月二一日政令第一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年一二月一六日政令第四二一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年二月一七日政令第四三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一二月三〇日政令第三二三号）

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

iii) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抜粋）

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

草津町耐震改修促進計画

(第3期)

令和6年3月

【発行・編集】

群馬県 草津町 愛町部 土木課

住所：〒377-1792

吾妻郡草津町大字草津28番地

電話：0279-88-0001（代表）
